

令和5年11月山口県議会定例会議案目次

事 件 議 決

議案第14号	県道橋東和線道路改良工事の請負契約の締結について……………	67
議案第15号	一般国道491号第3高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の締結について……………	69
議案第16号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	71
議案第17号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	73
議案第18号	当せん金付証票の発売金額について……………	75
議案第19号	公立大学法人山口県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可をすることについて……………	77
議案第20号	公立大学法人山口県立大学定款の変更について……………	79
議案第21号	公立大学法人山口県立大学に係る中期目標を定めることについて……………	85

議案第22号 地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る中期目標を定めることについて……………87

議案第14号

県道橋東和線道路改良工事の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 県道橋東和線道路改良（地家室第2トンネル）工事 |
| 2 工事場所 | 大島郡周防大島町大字地家室字浜から同大字字地蔵浜西までの間 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金1,159,180,000円 |
| 5 契約の相手方 | 山口市大内御堀3273番地5
県道橋東和線道路改良（地家室第2トンネル）工事シマダ・ユタカ工業・村上建設工業特定建設工事共同企業体 |

構成員

代表者 山口市大内御堀3273番地 5

シマダ株式会社

大島郡周防大島町大字東安下庄2796番地の 2

ユタカ工業株式会社

下松市新川 2 丁目 14 番 1 号

村上建設工業株式会社

議案第15号

一般国道491号第3高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 一般国道491号第3高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工） |
| 2 工事場所 | 下関市小月小島1丁目から同市小月本町2丁目までの間 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金731,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 広島市中区基町12番3号
一般国道491号第3高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）日本ファブテック・UBEマシナリー特定建設
工事共同企業体 |

構成員

代表者 東京都中央区京橋 2 丁目 17 番 4 号

日本ファブテック株式会社

宇部市大字小串字沖ノ山 1980 番地

UBE マシナリー株式会社

議案第16号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県身体障害者福祉センター
- 2 指定管理者 山口市八幡馬場36番地の1
公益社団法人山口県障害者スポーツ協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間

議案第17号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口きらら博記念公園の多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、ビーチバレー場、水泳プール及びその他の都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に掲げる公園施設

2 指定管理者 大阪市住之江区南港北1丁目12番35号

きらら未来創発パートナーズ

構成員

代表者 大阪市中央区北浜4丁目1番23号

美津濃株式会社

山口市滝町 1 番 1 号

公益財団法人山口県スポーツ協会

周南市新地 3 丁目 5 番 18 号

株式会社ビークルーエッセ

大阪市西区京町堀 1 丁目 8 番 11 号

グリーンシステム株式会社

大阪府中央区北浜 4 丁目 1 番 23 号

ミズノスポーツサービス株式会社

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間

議案第18号

当せん金付証券の発売金額について

下記のとおり令和6年度における当せん金付証券の発売金額を定めることについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

発売金額 14,000,000,000円

議案第19号

公立大学法人山口県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可をすることについて

下記のとおり公立大学法人山口県立大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可をすることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第5項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

1 納付に係る出資等に係る不要財産の内容

(1) 土地

所 在	地 目	地 積	帳簿価額
山口市宮野下字上通2942番1ほか2筆	宅 地	平方メートル 3,301.14	千円 93,500
〃 桜島3丁目2534番2ほか9筆	学 校 用 地	25,480.84	513,366

計		28,781.98	606,866
---	--	-----------	---------

(2) 建 物

所 在	種 類	床 面 積	帳 簿 価 額
山口市桜畠3丁目2631番地1	図学教室	平方メートル 129.60	千円 1,508
〃 〃 2660番地1	図 書 館	1,079.10	6,682
〃 〃 〃	車 庫	90.72	2,113
〃 〃 2651番地	C 館	2,832.76	5,200
〃 〃 2655番地4	D 館	3,056.86	188,651
計		7,189.04	204,154

2 納付の相手方

山口県

議案第20号

公立大学法人山口県立大学定款の変更について

下記のとおり公立大学法人山口県立大学定款を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

第5条中「山口県山口市桜畠3丁目2番1号」を「山口県山口市桜畠6丁目2番1号」に改める。

第12条の5第2号中「及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）」を削る。

第17条第1項第2号及び第22条第2号中「及び年度計画」を削る。

別表の1の表中	〃	〃	2534番2	295.28	を
	〃	〃	2631番1	6,860.07	
	〃	〃	2631番6	5.02	

〃	〃	2631番6 (令和6年4月譲渡)	5.02
〃	〃	2631番7	4,631.86

に、

〃	〃	2651番	2,194.61
〃	〃	2652番	6,648.50
〃	〃	2655番4	8,805.35
〃	〃	2660番1	2,840.26
〃	〃	2671番2	171.94
〃	〃	2675番1	2,960.29
〃	〃	2675番2	558.84

を

〃	〃	2652番4	1,774.28
---	---	--------	----------

に改め、

〃	〃	2682番2	552.16
---	---	--------	--------

及び

〃 宮野下字上通2942番 1	891.20
〃 〃 字堤下2944番 1	1,643.17
〃 〃 〃 2946番 1	766.77

を削り、別表の2の表中「A館」を「A館（令和6年4

月譲渡）」に、「山口市桜島三丁目2652番地」を「山口市桜島三丁目2652番地3」に、「B-2館」を「B-2館（令和6年4月譲渡）」に、

厚生棟	〃 〃 〃	646.65
有隣館	〃 〃 〃	584.88
倉庫	〃 〃 〃	126.90

を

倉庫（令和6年4月譲渡）	〃 〃 〃	126.90
厚生棟	〃 〃 2652番地 4	646.65
有隣館	〃 〃 〃	584.88

に、「B-1館」を「B-

1館（令和6年4月譲渡）」に、

体育館	〃 〃 〃	1,239.34
クラブ棟	〃 〃 〃	263.52

図学教室	〃	〃	〃	129.60	を
倉庫	〃	〃	〃	52.00	
〃	〃	〃	〃	24.27	
〃	〃	〃	〃	9.75	

倉庫（令和6年4月譲渡）	〃	〃	〃	24.27	に、
〃	〃	〃	〃	9.75	
体育館	〃	〃	2631番地7	1,239.34	
クラブ棟	〃	〃	〃	263.52	
倉庫	〃	〃	〃	52.00	

図書館	〃	〃	2660番地1	1,079.10	を
車庫	〃	〃	〃	90.72	
倉庫	〃	〃	〃	40.00	

倉庫（令和6年4月譲渡）	〃	〃	2660番地1	40.00	に、「地域共生センター」
--------------	---	---	---------	-------	--------------

を「地域共生センター（令和6年4月譲渡）」に、「ポンプ室」を「ポンプ室（令和6年4月譲渡）」に、

C館	〃	〃	2651番地	2,832.76	を
屋外便所	〃	〃	〃	9.65	
D館	〃	〃	2655番地4	3,056.86	

屋外便所（令和6年4月譲渡）	〃	〃	2651番地	9.65	に、
----------------	---	---	--------	------	----

さくらんぼ館	を	さくらんぼ館（令和6年4月譲渡）	に、「宮野職員公舎（4棟）」を「宮野職員公舎（4棟）（令和6年4月譲渡）」に、
車庫		車庫（令和6年4月譲渡）	

「宮野職員公舎倉庫（4棟）」を「宮野職員公舎倉庫（4棟）（令和6年4月譲渡）」に、「宮野職員公舎（3棟）」を「宮野職員公舎（3棟）（令和6年4月譲渡）」に、「宮野職員公舎倉庫（3棟）」を「宮野職員公舎倉庫（3棟）（令和6年4月譲渡）」に、「宮野職員公舎（2棟）」を「宮野職員公舎（2棟）（令和6年4月譲渡）」に、「宮野職員公舎物置（4棟）」を「宮野職員公舎物置（4棟）（令和6年4月譲渡）」に改める。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

議案第21号

公立大学法人山口県立大学に係る中期目標を定めることについて

下記のとおり公立大学法人山口県立大学に係る中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

公立大学法人山口県立大学に係る中期目標（別冊のとおり）

議案第22号

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る中期目標を定めることについて

下記のとおり地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和5年11月29日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る中期目標（別冊のとおり）